

掛川市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和2年4月1日

掛川市長 松井 三郎

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社これっしかどころ	掛川市南一丁目1番1号
公益社団法人大日本報徳社	掛川市掛川1176番地

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する書籍「掛川の偉人ものがたり」の売払代金

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで